

新たな住宅・建築物の脱炭素化促進制度（案）

に関する意見募集について

住宅・建築物の更なる脱炭素化推進のため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、「建築物省エネ法」）」の改正を契機に、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進及び省エネルギー性能の向上を総合的に実施する制度を創設します。

つきましては、新たな住宅・建築物の脱炭素化促進制度（案）について、市民の皆様の御意見を募集します。

1 制度の概要

建築物省エネ法の改正を契機に、住宅・建築物の脱炭素化に向けて、次の取組を実施します。

- (1) 市域全体を再エネ設備の促進区域とする「促進計画※」の策定
- (2) 再エネ設備の導入効果及び省エネ性能向上について、建築士が説明する制度の創設
- (3) 市内で一定数以上の住宅を設計する建築士事務所に対し、説明結果を市に報告する制度の創設

※促進計画とは、建築物省エネ法第 67 条の 2 第 1 項に基づく、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画になります。

2 意見募集の概要

【募集期間】 令和 6 年 1 月 15 日（月）から令和 6 年 2 月 14 日（水）まで ※必着

【意見書の提出方法】 次のいずれかの方法で提出してください。

①郵送：〒231-0005

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地 10 市庁舎 25 階 横浜市建築局建築企画課環境担当

②電子メール：kc-casbee@city.yokohama.jp

③FAX：045-550-3513

④電子申請・届出サービス：次の URL または二次元コードから入力ください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/4e0bc888-4b30-4601-99d0-dc9410ad2f11/start>



※上記①から③までの提出の場合、様式は問いませんが、参考様式「意見投稿用紙」をご活用ください。

【資料の入手方法】

制度案の閲覧・配布は、区役所広報相談係、市民情報センター及び建築局建築企画課で行います。また、横浜市ホームページでもご覧いただけます。

【その他】

- ①寄せていただいた御意見と、それに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。（氏名等は公表いたしません。）
- ②寄せていただいた御意見は、本件の目的以外に使用いたしません。
- ③御意見を正確に把握する必要があるため、電話による御意見はお受けしていません。また、御提出いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねます。あらかじめ御了承ください。
- ④御意見の提出に伴い取得したメールアドレス等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

【今後の予定】 令和 6 年 5 月 市民意見募集の結果公表（予定）

【問い合わせ先】

制度全般（住宅の省エネを除く）	横浜市建築局建築指導部建築企画課	Tel 045-671-4526
住宅の省エネについて	横浜市建築局住宅部住宅政策課	Tel 045-671-2922